

令和 6 年 6 月 6 日

積算疑義申立てに係る調査結果報告書

契 約 番 号	5 0 6 1 0 0 0 0 0 4
建 設 工 事 名	令和 6 年度 （市）新所原笠子線道路改良工事
落 札 決 定 日	令和 6 年 5 月 23 日
疑義申立受付日	令和 6 年 5 月 28 日、令和 6 年 5 月 29 日、令和 6 年 5 月 31 日
申 立 内 容 （ 指 摘 内 容 ）	1. 設計図書第 13 号施工単価にて、『横断用側溝 B300』の製品単価ですが、m あたり 105,000 円と記載され、基準欄に見積とされています。しかし、弊社の製品単価は、設計図面の排水構造図 (2) に記載された横断用側溝 B300-H400-L1000 T25 参考重量 473kg の製品である 119,750 円での積算を行っており、根拠として A（スエヒロ産業） B（丸栄コンクリート） C（松岡コンクリート）社の 3 社見積を行い、3 社ともに同額であることから『静岡県建設資材等価格決定要領』及び『建設資材等の価格決定に関する取扱い』の規定に従って、同製品単価を採用しました。 湖西市が記載した製品単価が、どのような規定に従って単価を採用しているのか明らかでない場合は、設計要領に従わない単価になりますので違算になると思われます。 2. 設計書第 25 号施工パッケージにて『硬質ポリ塩化ビニル管（VU）』の製品単価ですが、m あたり 5,270 円と記載され、基準欄に県単価とされています。 しかし、『静岡県建設資材等価格表 表 19 管財』における県単価は、本単位を採用しており、m 単位の県単価が見受けられません。 よって、製品の単価については、静岡県の本単価を m 単位にしての採用と思われますが、建設物価本 688 ページ・積算資料本 813 ページに記載された m 単位の平均額 5,280 円を上記設計要領に従って採用するべきで、違算になると思われます。 （同内容の申立てが他者からも有） （1 者は積算疑義申立てを取下げしました。）

調 査 結 果	1. 第13号施工単価について、『静岡県建設資材等価格決定要領』及び『建設資材等の価格決定に関する取扱い』規定に従い、横断用側溝B300（B300-H400-L1000）は3社見積による平均金額105,000円を採用単価としました。 2. 第25号施工パッケージについて、「硬質ポリ塩化ビニル管（VU）」の単価を5,270円/mで計上していましたが、正しくは、積算資料20,500円/本（4m）と建設物価21,800円/本（4m）の平均21,150円/本（4m）より、指摘のとおり5,280円/mとなります。 また上記の単価変更に伴い、排水工、側溝工、暗渠排水管据付に金額差が発生しますが、工事請負金額に変更は発生いたしません。 設計書の再審査を行った結果、違算は確認されました。しかし、湖西市建設工事に係る設計違算及び積算疑義申立てに関する事務取扱規程第7条第1項「市長は、競争入札に付した建設工事について、落札者の決定をした後から契約締結をする前までの間に設計違算が判明した場合は、当該落札者の決定を取り消さなければならない。<u>ただし、設計違算の内容が落札者の決定に影響を与えないときは、この限りでない。</u>」に該当します。		
入 札 の 取 扱 い	契約締結手続を再開しました。		
工 事 担 当 課	都市整備部 土木課	連 絡 先	053-576-4547
工 事 主 管 課	都市整備部 土木課	連 絡 先	053-576-4547
契 約 担 当 課	総務部 契約検査室	連 絡 先	053-576-1178